

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の背景・目的

我が国の少子・高齢化は急速な進行が続いています。子どもを産む世代の人口が減少しつつある中、晩婚化・未婚化の進展と出生児数の減少が見受けられ、合計特殊出生率\*は横ばいで推移しています。そうした中で、女性の社会進出による共働きの子育て世帯は増加し、就学前の保育所待機児童\*問題や就学してからの放課後児童クラブ不足の問題などが表面化しています。子どもの数は減少しているものの、低年齢児をもつ親からの保育ニーズは増加していることから、安心して子どもを産み育てるための環境の充実がさらに重要となっています。

これまで、「次世代育成支援対策推進法」や「少子化社会対策基本法」に基づき、総合的な少子化対策の取組をはじめ、平成24年に成立した「子ども・子育て関連3法\*」に基づく、子ども・子育て支援新制度\*を実施してきましたが、子ども・子育てをめぐる課題はますます増大しています。子どもたちが健やかに成長することができる社会の実現のため、すべての子どもが幼児期から教育・保育の場を利用でき、質の高い教育・保育が安定的に提供されること、また人格の基礎形成において重要な乳幼児期では、発達に応じた適切な保護者の関わりが必要とされています。

また、平成27年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、17の目標が示されており、日本政府においても「女性と次世代」をキーワードの1つとしています。そのような中、子ども・子育て支援に関する施策は関連性の強い項目が多く、率先して取り組んでいく必要があります。

本市においては、「春日部市次世代育成支援行動計画」の内容を包含した「春日部市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）に基づき、「第2次春日部市総合振興計画」に示された、まちの将来像の実現や他の各関連計画との整合を図りながら、「子育て世代に選ばれるまち」を目指し、次代を担う子どもと子育て家庭への支援や母子の健康づくり、青少年の健全育成などを総合的・計画的に推進してきました。

こうした背景を踏まえ、これまでの取組を見直しながら、本市における子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりをより一層進めるため、「第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

計画の推進にあたっては、市民ニーズに応じて教育・保育の「量」を確保することはもちろん、本市としての子ども・子育ての「質」を確保することが重要です。

\*は、資料編「4. 用語解説」に説明が載っている用語を表しています。

## 2. 計画の性格と法的位置づけ

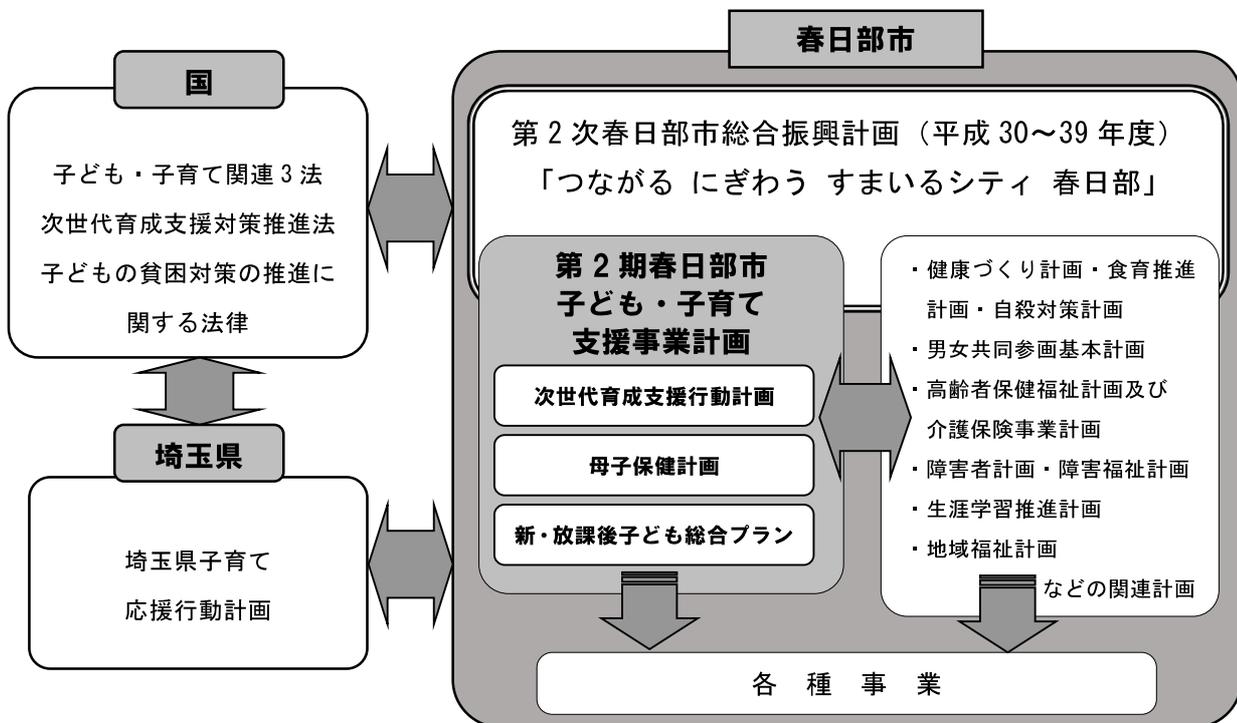
### 1) 子ども・子育て支援法の第61条に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画\*」として策定します。

### 2) 市の子ども・子育て支援に係る総合的な計画

本計画は、「第2次春日部市総合振興計画」をはじめ、子どもの福祉または教育に関する事項を定める、他の関連計画と整合性を持たせた計画とし、本市の子ども・子育て支援に係る総合的な計画として位置づけます。

計画の位置づけ



### 3) 次世代育成支援行動計画・母子保健計画を包含した計画

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、令和7年3月まで延長されており、仕事と子育て支援の両立を図るために見直しが行われました。

少子化の傾向に変わりはなく、引き続き子ども自身や家族、地域社会への影響が懸念される状況であることから、子育てについては、父母その他の保護者が第一義的責任を持つことを基本としつつも、市全体・地域社会全体で子育て・子育てを支援する必要があるという認識の下、本市では、本計画を「春日部市次世代育成支援行動計画」を包含する計画として策定・推進します。

また、母子保健計画についても、子ども・子育て支援と関連が深いことから、一体的に策定することとします。

### 4) 新・放課後子ども総合プラン及び子どもの貧困対策の方向性を示す計画

新・放課後子ども総合プランを受け、すべての小学生児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、本計画において放課後子ども総合プラン春日部市行動計画の内容を包含し方向性を示す計画として策定します。

また、すべての子どもが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策の推進に関する法律及び子供の貧困対策に関する大綱に基づき、本計画において子どもの貧困対策の方向性を示し、子どもの貧困対策の総合的な推進を目指すものとします。

### 5) 持続可能な開発目標（SDGs）への配慮

持続可能な開発目標「SDGs（エスディーゼイズ）＝Sustainable Development Goals」とは、平成27年9月に国連のサミットで採択された国際社会共通の目標で、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」など17の目標と169のターゲット（具体目標）で構成されています。SDGsを通じて、「未来を担う子どもたちに魅力あふれる春日部をつなげていく」という認識の下、子ども・子育て支援に関する施策の推進に取り組みます。

持続可能な開発目標（SDGs）



資料:国連ガイドラインより

### 3. 計画の対象

本計画の対象は、妊産婦と18歳未満の子どもとその保護者だけでなく、子どもの家族や子どもを取り巻く地域社会すべてを対象とします。

### 4. 計画の期間

本計画は令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。また、制度改正等の国の動向により、計画途中年度においても必要に応じて見直しを行うこととします。

計画期間						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
本計画						
				評価・計画策定	次期計画(7~11年度)	

### 5. 計画策定体制

子ども・子育て支援法第77条では、本計画の策定にあたってはさまざまな地域の意見を聴く場を確保して本計画を策定し、着実な推進を図ることが示されています。本市では児童の福祉に関する事業に従事する者、学識経験者、児童に関する教育の関係者、子どもの保護者、公募に応じた市民で構成される「春日部市子育て支援審議会」において、市民や専門家の意見を取り入れながら、計画を策定しました。

また、庁内の関係課、課長級職員で構成する「春日部市子ども・子育て支援事業計画推進委員会」にて検討を重ねて計画の策定を進めました。

